

特 253

864

松倉慶三郎著

國家道德と民事裁判

法律研究会



* 0016701000 *

0016701-000

特 253-864

國家道德と民事裁判

松倉慶三郎・著

法律研究会

昭和3

ACH

特 253
864

國家道德と民事裁判

著者寄贈本

(一)

國家の政治は國民の多數をして生活を安樂せしむることに在て其他に非ず之を以て政治の一たる司法
即裁判に於ても國民生活を度外することは許さざるなり

司法の一部たる民事に於て國民相互間の利益を保護する場合に於て不公平の結果を來すことありては
甚だ不可なり必ずや公平にして一視同仁ならざるべからず

裁判所が法律を適用して利益保護の任に當るときに既に成立したる法律行為其のもののみを保護する
ことを目的としては一視同仁の實績を擧ぐることは能はずして却て一部の者に偏頗的の保護と爲り大衆

の利益を結果し茲に謂ゆる合法的不法行為の弊害を現出するに至るものなり

海の東西時の古今を問はずして故なく他人の物を取ること罪惡とし之を罰することは同一なり其
故何ぞ曰く人生生活に必須なる物資の分賦が故なく公平を害すればなり

(二)



現行刑法に於て他人の物を不法に領得する所の窃盜、強盜、詐欺取財、恐喝取財、横領罪行為が罪として處罰せらるるは千古不易不文の大法典が成文として現はれ居るものなり
刑法に於て斯の如く然り然るに唯民事裁判に於ては却て法律適用の結果が極論的に言ひ現はすときは窃盜及強盜詐欺取財、横領、恐喝取財、等の犯罪と爲るべき理論上不當の利益を掩護することとなるものなり

(三)

何となれば法律は契約及單獨行為に於て其法律行為より生ずる所の効果發生に付き履行を求め進で其強制履行をも保護せるなり
彼の契約及單獨行為の當事者に於て其双方が其智慮力量境遇其他に於て常に必ずしも對等に非ずして甲乙懸隔あること少からず或は其外に當事者以外の第三者が之に直接間接に關與して益々其の當事者の對等を破るに至りて特に甚だし
從て契約或は單獨行為を爲すに際し他動的に怖れて爲すことあり或は惑ふて爲すことあり誤て爲すことあり又は自發的に恐れて爲すことあり迷ふて爲すことあり誤て爲すことあり而て其後に至り之を爲したる爲め非常なる不利益に陥りたるを悔いて之が恢復を計らんとしても及ぶこと能はざるものあり

り或は恢復し得るものあるも之は甚だ尠しとす 即法律の明文より恢復し得るものは詐欺脅迫に依る意思表示にして之を取消し得べき場合(裁判上には詐欺脅迫の證據にして確信を得べき程度のもの必要とす) 其外法律行為の要素に錯誤ありて無効と爲し得べきもの(之も證據必要)にして前者は之を取消し後者は之を無効と爲したるとき其外無能力者未成年者準禁治産者等が爲したる法律行為を取消したるとき及法律行為の目的が公の秩序善良の風俗を害するものと裁判上認定せられたるときは無効と爲る(此の公序良俗を害するものと通常認定する其範圍に於て現在は甚だ狭きに失する嫌あり) 取消し得べき法律行為に於ては取消の意思表示を爲さざるか又其取消の意思表示そのものが有効と爲らざるときは其法律行為は依然有效なり尙ほ其無効の法律行為も之を無効と認定せざるときは有効なり
(民法第九十條第九十五條に該當することを認定せざるときは無効と爲らず)
此の如く不對等者間に於ける契約及單獨行為の結果が其の一方の利益を著るしく奪ふときは他の一方は非常なる不當の利得を爲して茲に不公平不正當が法律保護の下に行はれて弱肉強食の悲惨なる状態が現出するを免れざればなり

(四)

彼の賣買價額の不相當の如き故なき贈與不對等の交換不相當對價の消費貸借(利息制限法の適用を免

れる方法にて) 使用貸借貸借の不當期限の定め或は對價の不當雇傭に於ける不當の契約報酬又は年限に付て又は寄託委任に關する不當の約款組合の契約不當商法上の手形行為會社設立行為(合名、合資、株式會社) 保險運送其他各般の經濟生活行為に於て法律行為を通じて非常なる不利益に陥り悲惨に沈む者甚だ多きを見るは遺憾なり

(五)

國民は總て國家の國民なれば一視同仁たるべきこと古來王道の極致にして法律裁判の精神亦國民公平保護の目的を有す然るに其結果は之と正反對なることあるは何ぞや
之れ形式的法律萬能の弊にして謂ゆる法律の國家國民道德化を遣れ裁判の實際生活適合化を忘れたる罪なり

國家の隆昌國民の幸福を期し法律と國家道德及國民道德との調和を計り又裁判が國民生活の實際生活を保護することを目的として凡ての利益關係上公平正當の結果招來を期するときは如上の大弊害を除去することを得るものなり

然らば其方法如何曰く法律に於ては「既存の法律を適用して其結果が國家の道德又は國民道德を壞るの虞れあるときは其の法律を適用することを得ず」と云ふが如き法律道德調和の明文を設くること

裁判上に於ては法律明文の一の解釋適用の結果國家の道德國民道德を破壞するの虞あるときは司法政治の根本原理(帝皇の大道徳に則り天皇の名に於て裁判を行ふこと)に基て之が運用を巧みにして苟も國家の利益を害し國民の幸福を奪ふことなきを努むること之なり

(六)

民法第九十條に於て個人間に公の秩序善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為を無効とすることを規定しある以上勿論解釋として國家の機關が公秩良俗に反する結果を現出する法律解釋適用を爲すへからざるものなり

豈に夫れ個人には公秩良俗に反する事項目的の法律行為を禁止して國家自ら公序良俗に反する結果を招くことを尤めすと云ふことあらんや果して然らば裁判所が法律行為の效果に付て裁判するに當ては進で其法律行為の原因に遡り其原因が正當なりしや否當事者が對等關係自由意思に於て法律行為を爲すに至りしや否やを審かにして後に法律行為の效果に付て裁判すべきものなり斯の如く法律行為の原因如何を探究して以て法律行為の效果を裁判せば其裁判の結果は至正公平たるを得るなり蓋源清くして末濁るものはなし之を要するに國家の裁判は國民多數の生活安定を得せしむに在るものなり

19
673

昭和三年八月三十日印刷
昭和三年九月十日發行

(非賣品)

川越市大字川越千五百番地

著作兼發行人

松倉慶三郎

川越市大字川越千四百五十番地

印刷人

青山博吉

川越市大字川越千四百五十番地

印刷所

株式會社 青山印刷所

電話三一三番

川越市大字川越千五百番地

發行所

法律研究會

電話四五九番